

異動シーズンを窓口が混雑します 長く待たずに手続きをするには

3月中旬から4月中旬にかけて、本市への転入や市外への引っ越しも多くなり、戸籍や住民票の手続きなどで市役所の窓口が混んできます。長く待たずに、できるだけスムーズに手続きをするためのいくつかの方法をご紹介します。



メモ 謄本と抄本の違い

戸籍や住民票には、謄本と抄本の二種類があります。謄本には、同じ戸籍（世帯）にある全員が記載されています。抄本とは、その中から一部だけを抜き出した個人の記録のことです。

お尋ね 市役所戸籍住民課
(☎241111)

引っ越しが決まったら 水道局にも届け出を

水道の使用開始や中止の届け出はお早めに。

水道局営業課
東部営業所 (☎241151)
西部営業所 (☎383326)
西部営業所 (☎472366)

お出掛け前に確認を

印鑑をお忘れなく
代理で請求するときは、特にご注意ください。

請求する書類	窓口に行く人	
	本人	代理人
戸籍	印鑑	本人の印鑑 または委任状 代理人の印鑑
住民票	不要	本人の印鑑 または委任状

が必要なもの

戸籍を請求するときは本籍地、筆頭者の確認を

本籍地が佐世保市以外の人は、直接本籍地に請求してください。また、本籍や筆頭者は正しく記入しましょう。

長く待たないために

市役所の混み合わない時間帯を選ぶ。週初めは特に混んでいます。週の半ばで、8時30分～10時と、16時以降が比較的すいているようです。

郵便局の窓口を利用する

戸籍や住民票などの郵便請求ができます。請求書、手数料分の郵便定額小為替、切手を張った返信用封筒を同封してください。

郵便請求できるのは、本人が同じ戸籍や住民票に記載されている人に限ります。



支所を利用する

市役所と同じように、住所変更や戸籍、住民票の手続きができます。最寄りの支所をご利用ください。

申告はもう済みましたか

市県民税・国民健康保険税は

3月15日までに申告しましょう

とき 3月15日(月)まで
9時～11時30分、13時～16時
(土曜、日曜は除きます)
ところ 市役所13階申告会場



駐車場が大変混雑しますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

申告が必要な人

ことし1月1日現在で市内に住んでいた人で
佐世保市国民健康保険の世帯主と、前年中に収入があった世帯員
営業、農業、配当、不動産、その他事業などの所得がある人
給与所得者で、給与のほかに年金、営業、農業、配当、不動産、その他事業などの所得がある人
日雇い、パート、アルバイトなどの収入がある人
平成15年中に退職し、再就職していない人
公的年金受給者で、社会保険料、医療費、生命保険料などの所得控除を受ける人や、ほかの所得がある人

市内には住んでいないが週末などに、市内の家族のもとに帰っていた人
市内に妻子が住んでいた人
市内に事務所や事業所、家を持っていた人

申告の必要がない人

所得税の確定申告を税務署などで済ませた人
給与所得だけの人で、勤務先から年末調整された給与支払報告書が、本市に提出されている人
公的年金収入だけの人で、社会保険料、医療費、生命保険料などの所得控除の必要がない人

申告に必要なもの

印鑑、申告書
源泉徴収票(年金、恩給を含む)
か給与支払証明書
事業所得の人は、所得計算に必要な帳簿類、その他の所得の人は、所得金額が証明されるもの
生命保険料、損害保険料、医療費など各種所得控除のための証明書
領収書
配偶者特別控除を受ける人で、配偶者に収入がある人は、源泉徴収票など配偶者の収入が分かるもの

申告をしないと

年金、扶養、医療、幼稚園、公営住宅、奨学金、事業資金の融資などの申請に必要な所得証明や課税証明などが受けられなくなります。

お尋ね 市県民税・国民健康保険税は
市役所市民税課 (☎241111)
所得税の確定申告は
佐世保税務署 (☎22161)

“市民協働”を考える講演会

阪神淡路大震災の発生時から現在に至るまで、復興活動支援やまちづくり、高齢者・障害者ケアなどのさまざまな活動を通して全国的に注目を集めている、特定非営利活動法人「コミュニティ・サポートセンター神戸」の中村順子さんを講師に迎え、講演会を開催します。

住民・NPO(民間非営利団体)と行政とのパートナーシップのあり方について一緒に考えてみませんか。

とき 3月29日(月) 18時30分～20時
ところ アルカスSASEBO3階・大会議室
テーマ 住民・NPOと行政との協働の実践
対象 興味のある人はどなたでもどうぞ
入場料 無料
定員 150人(先着順)

申し込み、お尋ね
市役所市民協働推進室
(☎241111、ファクス29675)